

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月7日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第44号

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（平成25年大田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所副食費」の次に「、市営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、メゾン栄駐車場使用料、市営住宅（共益費）、特定公共賃貸住宅（共益費）、公社賃貸住宅（共益費）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。